

重要

会員各位

平成 28 年 4 月 吉日

IMA 事務局

会員規約改訂のご案内

拝啓

陽春の候、貴社ますますご盛栄のこととお喜び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

早速では御座いますが、いすゞモーターオークション会員規約を平成 28 年 5 月開催オークションより下記の通り、改訂させていただきます。

つきましては、会員皆様のご理解を賜り、引続き弊社オークション会場をご利用いただきますよう宜しく願い申し上げます。

敬具

記

【実施】 平成 28 年 5 月開催オークションより

【内容】

1. 第 27 条(出品車両の条件)7 項①を改訂します。

第 27 条(出品車両の条件)

7. 登録および申請のための必要書類が全て完備できる車両であること。

① 車検付で出品する車両は、自動車税の納税証明書、自賠責保険を含みます。

改訂後

① 車検付で出品する車両は、自賠責保険証を添付すること。

2. 第 62 条(自動車税の処理)3 項を改訂します。

第 62 条(自動車税の処理)

3. 開催月と同年度内に車検が切れる出品車両(車検残が翌月末未満もしくは名義変更期限未満の場合も含む)は、自動車税の納税証明を譲渡書類に添付するものとします。添付が無い場合は書類不備とみなします。

改訂後

3. 開催月と同年度内に車検が切れる出品車両(車検残が翌月末未満もしくは名義変更期限未満の場合も含む)は、原則として自動車税の納税証明(継続検査用)を譲渡書類に添付するものとします。但し、後日請求後の提出も可能とします。この場合、出品店は事務局からの請求日を含む 10 日以内に、事務局に提出するものとします(例外的に事務局が添付不要とする場合があります)。これを遅延した場合は、ペナルティとして 1 万円を出品店に請求します。但し、車検満了月の前々月以降(自動車税納付期限内は除く)に事務局が依頼した場合に限ります。

3. クレーム詳細に第 5 項を追加します。

5. セットアップされたメーターの交換申告が無く、落札後にメーター交換の事実が発覚した場合、理由のいかんを問わず、ノーペナルティキャンセルとし、出品店は、実費(規約第 52 条第 6 項)を支払うものとします。

原因	受付期間	ペナルティー	キャンセル料	陸送費	加修費
セットアップメーター 交換申告なし	30 日	×	○	○	事務局が認めた 費用

以上

※ 最新の会員規約は、弊社ホームページ(<http://www.umax.co.jp/>)よりダウンロードの上、ご確認下さい。